

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

～ 毎年8月と11月に実施される高卒認定試験の合格を応援します！ ～

高等学校を卒業していないひとり親家庭の親又は子が、高等学校を卒業した者と同等以上の学力を有すると認められる高等学校卒業程度認定試験(以下、「高卒認定試験」)の合格を目指す場合に、対策講座の受講費用について補助金を支給します。

■ 対象

枚方市在住の、ひとり親家庭の親又は扶養する20歳未満の子で、次のすべての要件を満たす人。

○プログラム策定等を受けていること。

○支給を受けようとする者の就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場の状況から判断して、高卒認定試験に合格することが適職に就くために必要であると認められること。

○過去に本給付金を受給していないこと。

○大学入学資格を取得していないこと。

■ 対象講座

高卒認定試験の合格を目指す講座(通信制講座を含む)で市長が適当と認めたもの。

※高等学校等就学支援金制度の支給対象となる場合は対象外。

■ 給付金の種類等

《受講修了時給付金》

対象講座の受講を修了したときに支給。受講修了日から30日以内に申請が必要。

[支給額]

支給対象者が対象講座に支払った受講費用の5割に相当する額。

通信の場合→上限12万5千円、下限4千円。

通学又は通信制併用の場合→上限25万円、下限4千円。

《合格時給付金》

受講修了時給付金の支給を受けた者が、受講修了日から起算して2年以内に高卒認定試験に全科目合格したときに支給。合格証書記載の日付から40日以内に申請が必要。

[支給額]

申請者が対象講座に支払った受講費用の1割に相当する額。

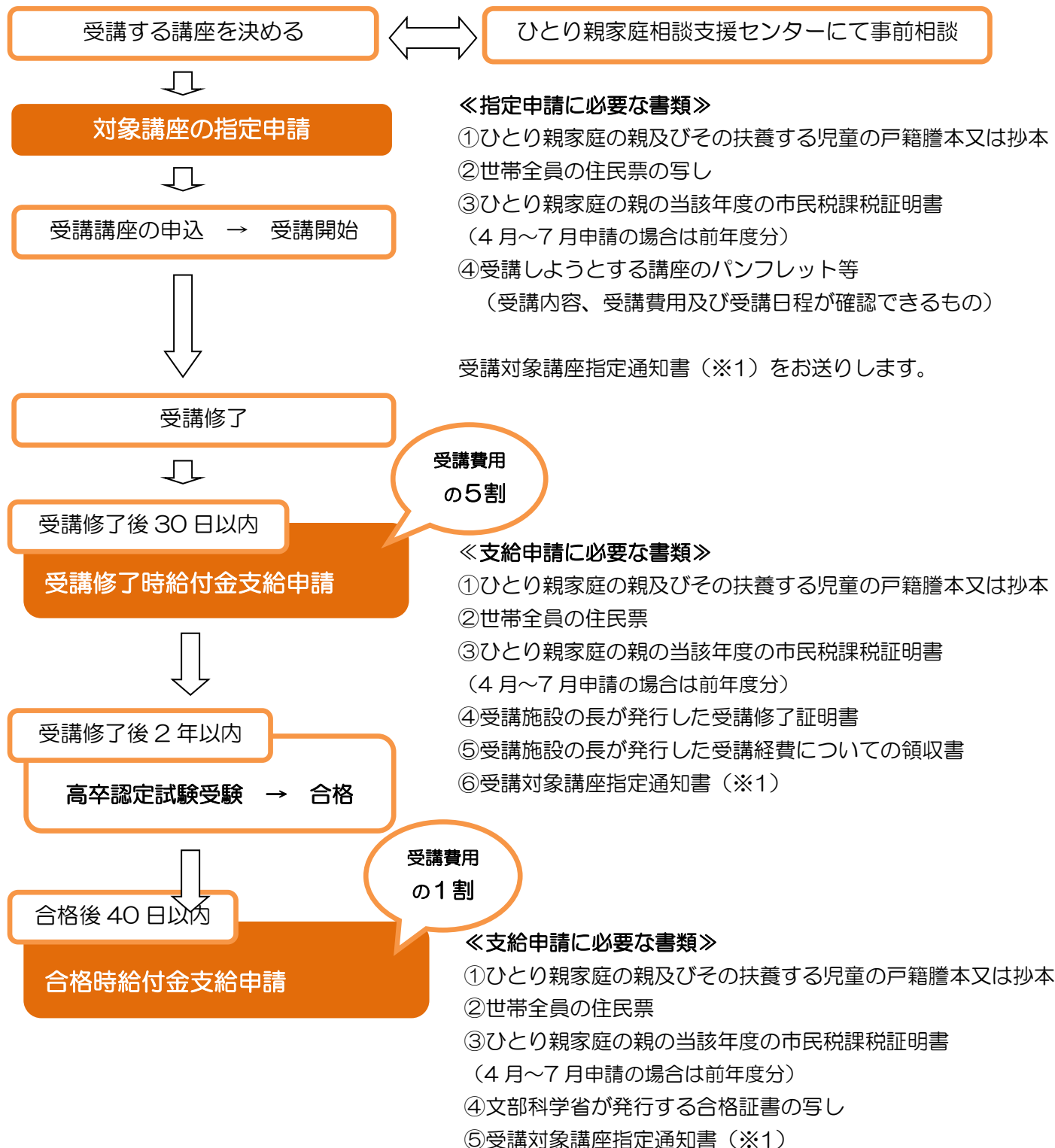
通信の場合→受講修了時給付金及び合格時給付金に合計が15万を超える場合は合わせて15万が上限。

通学又は通信制併用の場合→受講修了時給付金の合計が30万を超える場合は合わせて30万が上限。

※制度内容については変更される場合がございます。詳細については、お問い合わせください。

(裏面も必ずご覧ください)

《支給を受けるには》



★ [支給申請に必要な書類] ②及び③については省略できる場合があります。詳細はお問合せください。

【問 合 せ 先】

〒573-0032

枚方市岡東町19番1号 OFFICE A 6F（ステーションヒル枚方6F）

ひとり親家庭相談支援センター（まるっとこどもセンター内）

TEL 072-841-1125（直通）

FAX 072-846-7952

Email maruko@city.hirakata.osaka.jp